

第1章 総則

(設置目的)

第1条 大阪総合福祉株式会社 大阪国際介護福祉士養成スクール ABC (以下「本学」という。)が実施する実務者研修 通信課程 (以下「本課程」という。)は、介護福祉士として介護サービスに従事しようとする者を対象とする。専門職としての対人援助の視点と理念、職務上の姿勢、専門的な知識や技術を習得させる。また、医療職との連携のもと、医療的ケアを安全かつ適切に行えるよう、医療に関する知識や技術を習得させることを目的とする。

(名称)

第2条 本課程は、大阪総合福祉株式会社「大阪国際介護福祉士養成スクール ABC 介護職員実務者研修科」(通信課程)と称する

(位置)

第3条 本課程は、大阪府岸和田市藤井町 2-24-15 に置く

第2章 課程、受講対象者、及び修業年限、定員

(課程、修業年限、定員、学費)

第4条 本課程の養成課程及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

(1) 課程：大阪総合福祉株式会社「大阪国際介護福祉士養成スクール ABC 介護職員実務者研修科」  
(通信課程)

(2) 受講対象者：15歳以上の者で、無資格者、訪問介護員1・2・級取得者、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修修了者とする。但し、20歳未満の者は、保護者の同意が必要です。

(3) 修業年限：6ヶ月  
(但し受講生は1年を超えて在籍できない。)

(4) 養成課程・授業  
「大阪国際介護福祉士養成学校 ABC 介護職員実務者研修科」(通信課程)

学習形態	科目	時間数	無資格の方	介護職員初任者研修修了者	訪問介護員2級修了者	訪問介護員1級修了者	介護職員基礎研修修了者
自宅学習	人間の尊厳と自立	5h	●				
	社会の理解 I	5h	●				
	社会の理解 II	30h	●	●	●		
	介護の基本 I	10h	●				
	介護の基本 II	20h	●	●			
	コミュニケーション技術	20h	●	●	●		
	生活支援技術 I	20h	●				

	生活支援技術Ⅱ	30h	●				
自宅学習	発達と老化の理解Ⅰ	10h	●	●	●		
	発達と老化の理解Ⅱ	20h	●	●	●		
	認知症の理解Ⅰ	10h	●		●		
	認知症の理解Ⅱ	20h	●	●	●		
	障害の理解Ⅰ	10h	●		●		
	障害の理解Ⅱ	20h	●	●	●		
	こころとからだのしくみⅠ	20h	●				
	こころとからだのしくみⅡ	60h	●	●	●		
	介護課程Ⅰ	20h	●				
	介護課程Ⅱ	25h	●	●	●		
	医療的ケア	50h	●	●	●	●	●
	自宅学習科目		19科目	10科目	11科目	1科目	1科目
	自宅学習時間数		405h	275h	275h	50h	50h
	面接授業	介護課程Ⅲ	45h	●	●	●	●
医療的ケア・演習		8h	●	●	●	●	●
面接授業日数			9日間	9日間	9日間	9日間	2日間

※科目の免除を希望する者については、入学の前日までに免除該当資格の修了証が交付されていること。

(5) 定員 1学級 30名

(6) 学費 (テキスト代別)

区分	受講費用 (円)
無資格者	100,000
介護職員初認者研修	80,000
訪問介護員2級	80,000
訪問介護員1級	60,000
介護職員基礎研修	30,000

※受講費用の分割入金は可能とします。

### 第3章 実施期間

(実施期間)

第5条 本課程は6月1日～11月30日、2月1日～7月31日の年2回実施するもとする。

(入所手続き)

第6条 (1) 本課程の受講希望者は電話等にてコース受講案内資料を取り寄せる。

(2) 本学の学則に同意の上で、申込書に必要事項を記入し、申し込む。

(要 資格証のコピーの提出)

- (3) 教育上の必要があり、且つやむを得ない事情があるときは、前項の規定に関わらず休業日に授業を行うことがある。
- (4) 非常変災、その他急迫の事情がある時は、臨時に授業を行わないことがある。

(休学、復学)

第7条 休学及び復学は原則として認めない。

#### 第4章 履修方法及び修了

(研修の内容)

##### 第8条 自宅学習（通信課程）

- (1) 自宅学習は、無資格者の場合 405 時間、訪問介護員 2 級取得及び介護職員初任者研修の場合は 275 時間分、訪問介護員 1 級課程及び介護職員基礎研修取得者の場合は 50 時間の学習を決められたスケジュール表に基づいて各々テキストで学び、定められた課題提出期限までに課題を提出し、添削指導を受けなければいけない。
- (2) 講義科目における通信課題は、各科目に規定された添削時間相当の記述式、挿入式、○×式の問題を配布し、各担当科の講師により提出された課題（レポート）を採点し 60 点以上を合格とする。
- (3) 60 点未満の受講者については、各担当科目講師により、間違い箇所を講評し、再提出とする。

##### 第9条 スクーリング授業（面接授業）

- (1) 面接授業における「介護課程Ⅲ」（45 時間）「医療的ケア」（8 時間）については、それぞれの演習内容を 5 回以上ずつ体験し、担当講師により理解度を確認し、下記に示す評価レベルで評価し、不可の場合は、再受講、再評価とする。

###### 【知識評価レベル】

A	説明できる（具体的に説明できる）
B	概説できる（だいたいのところを説明できる）
C	列挙できる（知っているレベル）
D	説明できない（欠席した者及び答えられない）

###### 【演習評価レベル】

A	実施できる（具体的に実施できる）
B	ほぼ実施できる（だいたいのところを実施できる）
C	何とか実施できる（知っているレベル）
D	実施できない（欠席した者及び実施できない）

#### 第5章 賞罰

(褒賞)

第10条 成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲戒)

- 第 11 条 1. 本校の規則に違反し、又は受講生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分を行うことができる。
2. 懲戒の種類は、注意、警告、勧告及び退校とする。
3. 前項の退校は次の各号の一に該当する者に行うことができる。
- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
  - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
  - ③ 正当な理由がなくて出席が常でない者。
  - ④ 施設の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。

## 第 6 章 教員組織

### (教職員組織)

- 第 12 条 1. 本課程には専任教員を 1 名以上おき、その内 1 名を教務主任とする。
2. 介護職員実務者研修科には介護過程Ⅲ及び医療的ケアを担当する教員をそれぞれ 1 名以上おく。
3. その他教育に必要な教員を適宜おく。

## 第 7 章 雑則

第 19 条 この学則に定められたものの他、必要な事項は別に定める。

### 附則

- ・この学則は、本課程の受講生に対して平成 28 年 6 月 1 日より施行する。